

会議・打合せ記録

会議録	第3回豊田市公共交通会議
次第	<p>開会 議事</p> <p>(1) 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会 豊田市福祉有償運送の必要性について 豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準(案)について</p> <p>(2) 豊田市における交通実態と住民ニーズについて</p> <p>(3) 豊田市の交通課題について</p> <p>(4) 豊田市の将来都市像検討に向けて</p> <p>その他</p> <p>(1) 第4回 豊田市公共交通会議の開催日程について</p> <p>閉会</p>
日時	平成17年11月21日(月) 13:30 ~
場所	豊田産業文化センター 3階 33会議室
出席者	<p>【委員】 荻野 弘(豊田工業高等専門学校)</p> <p>藪押 光市(豊田商工会議所)</p> <p>水野 清(豊田市区長会)</p> <p>越村 文男(豊田市老人クラブ連合会)</p> <p>新田 都子(豊田市消費者グループ連絡会)</p> <p>木本 光宣(福祉有償運送利用者代表)</p> <p>松井智恵子(")</p> <p>佐藤 健次(")</p> <p>平岩 博(豊田市社会福祉協議会)</p> <p>本田 吉広(名古屋鉄道株式会社)</p> <p>梶原雅一郎 代理:寺澤 秀樹(愛知環状鉄道株式会社)</p> <p>鈴木 和洋(名鉄バス株式会社)</p> <p>岸本 康典(愛知県タクシー協会豊田支部)</p> <p>加藤 水竹(交通機関運転者代表)</p> <p>田中 昇(国土交通省中部運輸局愛知運輸支局)</p> <p>山田 勇(")</p> <p>水谷 哲士 代理:榎本 憲樹(愛知県)</p> <p>加藤 達朗(豊田加茂建設事務所)</p> <p>小向 智晶(豊田加茂建設事務所足助支所)</p> <p>下尾 強(豊田警察署)</p> <p>水野 勝(足助警察署)</p> <p>佐藤八十朗(豊田市)</p> <p>【事務局】豊田市 福祉保健部高齢福祉課、障害福祉課、都市整備部交通政策課</p> <p>:臨時委員</p>
資料	<p>次第、配席図</p> <p>豊田市における NPO 法人等によるボランティア輸送としての福祉及び過疎地有償運送の必要性についての意見と市の考え方について(資料1)</p> <p>豊田市における NPO 法人等によるボランティア輸送としての福祉有償運送の必要性について(資料2)</p> <p>豊田市福祉有償運送運営協議会審査運用基準(案)(資料3)</p> <p>豊田市公共交通会議(第3回 会議資料)</p>

【議事概要】

第1部 豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会

- (委員) 過疎地有償運送については、今回の豊田市福祉有償運送運営協議会で議論しないのか。
- (事務局) 過疎地有償運送については、現在策定作業中の豊田市公共交通基本計画の中で検討していく。
- (委員) 他地域において、透析等が必要な人が、タクシーから福祉有償運送に転換されてしまった事例がある。タクシー利用者数への影響があると思われる。
- (事務局) 豊田市においては、「単独で（一人で）タクシー等の公共交通機関を利用できない者」を運送の対象としているため、現在タクシーを一人で利用できる人は福祉有償運送の運送対象外。
- (委員) 資料3「豊田市版ガイドライン」3頁の損害賠償措置について、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険等については必須なので、「原則として」という表記は削除すべき。また、5頁の管理運営体制について、国家資格としての「運行管理者資格」を要しないという表記を、あえて明記する必要は無いので削除したほうがよい。
- (委員) 第2回の公共交通会議で示された、セダン型車両を必要とする移動制約者の、移動需要に対する現況のタクシー等の公共交通機関の不足車両数は多いと感じる。また、運賃設定については、非営利であることは確認できるのか。
- (事務局) セダン型車両を使用する場合は、「ケアを主体としたサービスに連続して輸送が発生する」場合について認められるため、実際には輸送前後のケアにより輸送能力（輸送可能件数）は、かなり少ないと思われる。また、運賃の設定については、豊田市の状況等を勘案して、中型タクシーの尾張三河地区自動認可運賃の概ね2分の1以下とし、それが運営協議会において確認されることを要するとしている。
- (委員) 運送の対価については、「2分の1以下」であることを要するため、「豊田市版ガイドライン」にも「以下」という表記を付け加えるべき。
- (委員) 実際利用する時に、ガイドライン等に定められた事項（運送対象者や使用車両等）が守られないのでは。
- (事務局) 事務局において、会員登録簿や運行記録簿等を定期的にチェックしていく。また、利用会員登録は事前に登録しておくことを要しており、利用するその場で登録することはできない。
- (委員) チェックする時期・回数等は。
- (事務局) 具体的なチェック時期・回数等は今後定めていく。
- (委員) 福祉有償運送は、会員でなければ利用できないのか。
- (事務局) 事前にNPO法人等の福祉有償運送利用会員に登録しておく必要があるが、介助等のために必要な付添人は、会員登録は不要。
- (委員) 福祉有償運送を実施する法人等が、虚偽の報告をする可能性があるのではないかと。
- (委員) モラルの問題であるため、各法人に責任をもって実施していただく。
- (委員) 市がどのように関与して行くのか。法人にお任せではいけない。
- (事務局) 市における体制等について、事務処理要領を作成して、指導や事故時・苦情時の責任体制等を定める。福祉有償運送の実施について、豊田市が依頼をすることになるので、市には責任がある。
- (委員) 運送の条件として発着地が豊田市内にあることを要するものとあるが、市外に在住する人の着地が豊田市内ならば認められるのか。
- (事務局) 発地、着地のいずれかが豊田市内にあることを要すると考えている。
- (委員) 運送の対象は、身体障害児や知的障害児も含まれているか。
- (事務局) 含まれている。
- (委員) 資料中に「自家用自動車有償運送事業許可申請の流れ」というフロー図があるが、道路運送80条許可は公共の福祉の確保等のためにやむを得ない場合等の許可であり、事業として認めるわけではないので、「事業」という表記を削除すべき。

第2部 豊田市公共交通基本計画

- (委員) 栄・名古屋への都市間高速バスの利用者数、所要時間はどのくらいか。
- (委員) 平日は約500人、休日は約650人。栄までの所要時間は約1時間。
- (委員) バス運行のための財源をどのように確保して行くかが課題。

- (委員) 公共交通機関を整備し、マイカーから公共交通機関へ転換することにより、交通事故の削減も期待したい。
- (委員) 期間限定でもよいので、バスの運行を実施できないのだろうか。
- (委員) バスの運行を検討するにあたり、需給のバランスが取れるように検討することが重要。
- (事務局) 採算性についても考慮することが重要。
- (委員) バス等の運賃についても課題である。運賃が高ければ利用しないし、自動車利用時の様々な経費と比較して安ければ利用する。
- (委員) 資料中に示されている流動状況について、現在は割合で示されているが、流動量は把握できるのか。
- (事務局) 統計的にサンプル数を拡大して、流動量を把握することは可能。
- (委員) 都市間高速バス等の乗降客数データについても整理して欲しい。
- (委員) バス利用者数などの必要な資料は提供したい。

その他

- (事務局) 次回、第4回豊田市公共交通会議については、福祉有償運送について法人から申請のあった後の1月下旬から2月下旬に実施予定。この会議でいただいた意見を基に、豊田市版ガイドライン等を作成し、12月中旬頃から1月中旬にかけて福祉有償運送実施法人を公募していく。会議録、資料等をHPに公開するので、気づいた点や意見等があれば、いただきたい。

【問合せ先等】

豊田市 都市整備部 交通政策課 公共交通計画担当
電 話 0565-34-6603
FAX 0565-33-2433
e-mail koutsu@city.toyota.aichi.jp